

国土交通省 長崎河川国道事務所

記者発表資料

《 第 7 報 》

台風 10 号に伴う国道 57 号の通行規制の解除について

- 大雨の影響により下記区間において全面通行止めを行っていましたが、降雨が小康状態となり、現地にて安全が確認されたため、22 時 30 分に通行規制を解除します。

1. 国道 57 号の通行規制について

■ 通行規制区間：

(1) 国道 57 号 雲仙市小浜町南木指字流し谷みなみきさし ながれあい～同市小浜町雲仙字札ノ原ふだのほら (延長 = 4.0km)

令和 6 年 8 月 29 日 22 時 30 分に通行規制 **解除**

(2) 国道 57 号 雲仙市小浜町雲仙字宝原ほうぼる～南島原市深江町甲字裕はがま (延長 = 8.2km)

令和 6 年 8 月 29 日 22 時 30 分に通行規制 **解除**

※道路をご利用にあたっては、最新の気象状況や交通状況を確認していただくとともに、不要不急のお出かけはお控えください。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 災害対策支部

電話：095-839-9211 (内線 532)

道路副所長 小辻 (こつじ) 計画課長 山口 (やまぐち)



(1) 通行規制解除
L=4.0km

(2) 通行規制解除
L=8.2km

南木指字流し合

うんぜんし
雲仙市

雲仙字札ノ原

雲仙字宝原

深江町甲字碓